

特定有害物質の指定基準

汚染土壌とは、下表の特定有害物質ごとに定めた指定基準に適合しない土壌をいいます。

特定有害物質の種類		指定基準	
		溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	四塩化炭素	0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	
	テトラクロロエチレン	0.01以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	
	トリクロロエチレン	0.03以下	
	ベンゼン	0.01以下	
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアン)
	水銀及びその化合物	0.05以下	15以下
	うちアルキル水銀	検出されないこと	
	セレン及び化合物	0.01以下	150以下
	鉛及び化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	0.003以下	
	チウラム	0.006以下	
	チオベンカルブ	0.02以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	